

商 標 審 查 基 準

国家工商行政管理總局 商 標 局
商標評審委員會

二〇〇五年十二月

目 次

第一部分 商標として使用できない標識の審査.....	1
一 法的根拠.....	1
二 関係解釈.....	1
三 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勳章と同一又は類似するもの及び中央 国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの	
（一）わが国の国名と同一または類似するもの.....	2
1. 商標の文字、アルファベットの組み合わせがわが国の国名と同一のものは、 わが国の国名と同一であると判定される。.....	2
2. 商標の意味、称呼または外観がわが国の国名と類似し、公衆にわが国の国名 と誤認させやすいものは、わが国の国名と類似すると判定される。.....	2
3. 商標にわが国の国名と同一または類似の文字が含まれるものは、わが国の国 名と類似すると判定される。.....	2
（二）わが国の国旗・国章と同一または類似するもの.....	4
1. 商標の文字、図形またはその組合せがわが国の国旗(五星紅旗)、国章の名称 又は図案と同一または類似し、公衆がそれと国旗、国章とを関係付けること が十分可能であるものは、わが国の国旗、国章と同一又は類似すると判定さ れる。.....	4
2. 商標に「五星」、「紅旗」の文字または「五星の図案」、「紅旗の図案」が含 まれるが、公衆がそれと国旗とを関係付ける可能性はないものは、わが国の国 旗、国章と同一又は類似すると判定されない。.....	4
（三）わが国の軍旗、勳章と同一又は類似するもの.....	4
1. 商標の文字、図形又はその組合せがわが国の軍旗の名称又は図案と同一又は 類似し、公衆がそれと軍旗とを関係付けることが十分可能であるものは、わ が国の軍旗と同一又は類似すると判定される。.....	4
2. 商標の文字、図形またはその組合せがわが国の勳章の名称、図案と同一また は類似し、公衆がそれと特定の勳章とを関係付けることが十分可能であるも のは、わが国の勳章と同一又は類似すると判定される。.....	5
（四）中央国家機関所在地の特定地点の名称又は代表的な建築物の名称若しくは図 形と同一のもの.....	5
四、外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似するもの。.....	5
（一）商標が外国の国名と同一または類似するもの。.....	6
（二）商標が外国の国旗、国章、軍旗の名称又は図案と同一または類似するもの。	8
五、政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一または類似するもの。.....	9
六、管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標識、又は検査印と同一又は類似す るもの。.....	10
七、「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。.....	11
（一）商標の文字の内容、図形の外観またはその組合せが「赤十字」、「赤新月」の 名称、図案とは視覚的にはほぼ同じであるものは、当該名称、標章と同一であ ると判定される。.....	11

(二) 商標の文字の内容、図形の外觀が、公衆に「赤十字」、「赤新月」の名称や図案と誤認させるのは十分可能であるものは、「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と類似するものと判定される。	11
八 民族差別扱いの性格を帯びるもの。	12
(一) 商標の文字の内容が民族の名称と同一または類似するものであって、特定の民族に対して醜く描いたり、低く評価したりするものは、民族差別扱いの性格を帯びるものと判定される。	12
(二) 商標に民族差別扱いの性格を帯びるものは、悪い影響があると判定され、「商標法」第十条第一項（八）号の規定を以って拒絶する。	12
九、誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの	12
十、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの	13
(一) 社会主義の道徳、風習を害するもの。	13
(二) 政治的に悪い影響のあるもの。	14
1. 国家、地域または政治的国際組織の指導者の名前と同一又は類似するもの。	14
2. 国の主権、尊厳、イメージを害するもの。	14
3. 政治的意味を有する数字などによるもの。	14
4. テロ組織、邪教組織、暴力団の名称又はそのリーダーの名前と同一若しくは類似するもの。	14
(三) 民族の尊厳や感情を害するもの。	14
(四) 宗教信仰、宗教感情または民間の信仰を害するもの。	15
(五) わが国の各党派、政府機関、社会団体などの名称または標章と同一または類似するもの。	17
(六) わが国の党・政府機関の職務または軍の役目、肩書きの名称と同一のもの。	17
(七) 各国の法定貨幣の図案、名称又は表記と同一又は類似するもの。	18
(八) 公衆の誤認を起こしやすいもの。	18
1. 商品又は役務の品質その他の特徴について公衆に誤認を生じさせやすいもの。	18
2. 書籍類を指定商品とする、一般に知られている書籍の名称。	18
3. ゲームマシン又はゲームソフトの担体などの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られているゲームの名称。	18
4. 映画、テレビ番組、音声映像の担体である映画フィルム、テレビ放送向けのフィルム、レコード、ディスク（音声・映像）、磁気テープなどの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られている映画、テレビ番組、ラジオ番組、歌、曲の名称。	19
(九) 商標は企業名により構成され、又は企業名を含むものであって、その名称は出願人の名義とは実質的な差異があり、公衆に商品又は役務の出所への誤認を生じさせやすいもの。	19
(十) その他悪い影響をもたらすもの。	21
十一 地名を含む商標の審査	22
(一) 県級以上の行政区の地名を含む商標の審査	22
(二) 公知の外国地名を含む商標の審査	24
(三) 商標の文字の内容がわが国の県級以上の行政区の地名又は公知の外国地名と	

違うが、字形、称呼が類似し、公衆に当該地名であることを誤認させるのが十分可能で、商品の生産地に関して混同を生じさせるものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を以って拒絶する。	25
(四) 商標が本条以外の一般に知られているわが国の地名により構成され、または商標にそのような地名が含まれ、指定商品に使用すると、公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせる恐れがあるものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を以って拒絶する。	26
(五) 商標に含まれる地名とその他の顕著な特徴を持つ標識とは相互に独立し、地名は出願人の所在地を真実に表明する役割だけを果たすものである場合、『商標法』第十条第二項の規定は適用しない。	26
第二部分 商標の顕著な特徴の審査	28
一、法的根拠	28
二、関係解釈	28
三、その商品の普通の名称、図形、規格だけを有するもの	28
(一) 指定商品の普通名称だけを有するもの	28
(二) 指定商品の普通の図形だけを有するもの	28
(三) 指定商品の普通の規格だけを有するもの	29
四、単に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの	29
(一) 単に指定商品の品質を直接表示するもの	29
(二) 単に指定商品の主要原材料を直接表示するもの	30
(三) 単に指定商品の機能、用途を直接表示するもの	30
(四) 単に指定商品の重量、数量を直接表示するもの	30
(五) 単に指定商品のその他の特徴を直接表示するもの	30
1. 単に指定商品の特定の消費対象を直接表示するもの	30
2. 単に指定商品の価格を直接表示するもの	31
3. 単に指定商品の内容を直接表示するもの	31
4. 単に指定商品のスタイル、特色を直接表示するもの	31
5. 単に指定商品の利用方式、使い方を直接表示するもの	31
6. 単に指定商品の生産工芸を直接表示するもの	31
7. 単に指定商品の生産地点、時間、年度を直接表示するもの	32
8. 単に指定商品の形態を直接表示するもの	32
9. 単に指定商品の有効期限、賞味期限又はサービス時間を直接表示するもの	32
10. 単に商品の販売場所又は地域の範囲を直接表示するもの	32
11. 単に商品の技術的特徴を直接表示するもの	32
(六) 商標に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴が示されているものであって、指定商品に当該特徴を備えている場合は、『商標法』第十一条第一項第（二）号の規定を適用する。指定商品に当該特徴を備えていないものであって、公衆に誤認させる恐れがある場合、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を適用する。この場合において、上述の二つの条項を同時に適用して拒絶しなければならない。	33
五、顕著な特徴に欠けるその他のもの	33
(一) 簡単すぎる線、普通の幾何図形	33

(二) 複雑すぎる文字、図形、数字、アルファベット又はこれらの要素の組合せ	33
(三) 普通の形をする一つまたは二つのアルファベット	34
(四) 数字を規格又は貨物番号として使用する慣例のある商品に指定使用する普通の形のアラビア数字	34
(五) 指定商品の一般の包装、容器または装飾図案	35
(六) 単一の彩色	35
(七) 商品又は役務の特徴を表明する独創のものではない連語または文	36
(八) 当該業界または関連業界で通用する取引場所の名称	36
(九) 当該業界又は関連業界で通用する営業用語又は標識	37
(十) 企業の組織形態、当該業界の名称及び略称	37
六、顕著な特徴がない標識を含む商標の審査	38
(一) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標は、その中の顕著な特徴がない標識がその指定商品の特徴と一致し、又は商業的慣例と消費習慣により関連公衆に誤認させることがないものでなければならない。	38
(二) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標について、指定商品に使用することにより関連公衆に商品の特徴に対して誤認させる恐れがあるとき、出願人が専用権の放棄を宣言したとしても、『商標法』第十条第一項第(八)号の規定を適用して拒絶しなければならない。	39
1. 関連公衆に商品の種類について誤認させる恐れがあるもの。	39
2. 関連公衆に商品の規格について誤認させる恐れがあるもの。	39
3. 関連公衆に商品の品質について誤認させる恐れがあるもの。	39
4. 関連公衆に商品の原材料について誤認させる恐れがあるもの。	39
5. 関連公衆に商品の機能、用途について誤認させる恐れがあるもの。	40
6. 関連公衆に商品の重量、数量について誤認させる恐れがあるもの。	40
7. 関連公衆に商品の味について誤認させる恐れがあるもの。	40
8. 関連公衆に商品の価格について誤認させる恐れがあるもの。	40
9. 関連公衆に商品の生産日付について誤認させる恐れがあるもの。	41
10. 関連公衆に商品の技術的特徴について誤認させる恐れがあるもの。	41
(三) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標について、関連公衆が当該その他の要素又は商標全体によって商品の出所を識別するのが困難であるとき、顕著な特徴に欠けるものと判定し、『商標法』第十一条第一項第(三)号の規定を適用して拒絶する。	41
七、使用により顕著な特徴を備えているようになった商標の審査	42
第三部分 商標の同一、類似の審査	44
一、法的根拠	44
二、関係解釈	44
三、商標同一の審査	44
(一) 文字商標の同一	44
(二) 図形商標の同一	45
(三) 組合せ商標の同一	45
四、商標類似の審査	45
(一) 文字商標の審査	45
1. 中国語の商標であって同じ漢字で構成され、字体若しくはデザイン、注音、配列の順序が違うだけで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れ	

- があるものは、類似の商標と判定される。 45
2. 商標が同じの外国語、字母または数字で構成されるものであって、字体又はデザインが違うだけで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似の商標と判定される。 46
 3. 商標は二つの外国語の単語により構成されるものであって、単語の順序が違うだけで、意味には明らかな差異がなく、関連消費者に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 47
 4. 中国語の商標であって、三つ又は三つ以上の漢字により構成され、個別の漢字だけが不同で、全体では意味を持たない又は意味に明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 47
 5. 外国語の商標であって、四つ又は四つ以上の字母により構成され、個別の字母だけが不同で、全体では意味を持たない又は意味に明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 48
 6. 商標の文字の字形が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 49
 7. 商標における文字の称呼が同一又は類似であって、かつ字形又は外観全体が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 49
 8. 商標における文字の意味が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 50
 9. 商標は字や単語の重複により構成されるものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 ... 51
 10. 外国語の商標であって単数・複数、動詞・名詞、略語、冠詞の添加、比較級若しくは最高級、語の性質などに関して語形が変化しただけで、その意味は基本的に同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 51
 11. 商標は他人の先行商標に当該商品の普通名称、規格を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 52
 12. 商標は他人の先行商標に商品の生産、販売又は使用場所を示す文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 53
 12. 商標は他人の先行商標に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量その他の特徴を直接表示する文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 . 53
 14. 商標は他人の先行商標に修飾するための形容詞又は副詞その他の商標における顕著性の少ない文字を加えたものであって、意味は基本的に同じで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。 54
 15. 二つの商標又はその中の一つの商標は相対的に独立する二つ又は二つ以上の部分により構成されるものであって、その中の顕著な部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定さ

れる。	56
16. 商標は他人が持っている一定の知名度又は強い顕著性のある先行文字商標を完全に含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	57
(二) 図形商標の審査	58
1. 商標の図形の構図と外観全体が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	58
2. 商標は一定の知名度又は強い顕著性を持つ他人の先行図形商標を含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	58
(三) 組合せ商標の審査	59
1. 商標における漢字の部分が同一または類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	59
2. 商標における外国語、字母、数字の部分が同一または類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	60
3. 商標における違う種類の文字の主要な意味が同一又はほぼ同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	61
4. 商標における図形の部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	63
5. 商標における文字、図形が違うものであるが、配列・組み合わせの方法又は全体として表現した物事がほぼ同じなものであるため、商標全体の外観又は意味が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。	64
第四部分 立体商標の審査	66
一、法的根拠	66
二、関係解釈	66
三、立体商標の方式審査	66
四、立体商標の実体審査	66
(一) 単に商品自体の性質により生じた形状	66
(二) 単に技術的効果を得るために必要な商品の形状	66
(三) 単に商品に実質的な価値を備えさせるための形状	67
(四) 立体商標の顕著な特徴の審査	67
1. 単に指定商品の普通の形状若しくは常用の形状で構成されるもの。	67
2. 単に指定商品の普通又は常用の包装物で構成されるもの。	68
3. 顕著な特徴に欠けるその他のもの	68
(五)、立体商標の同一、類似の審査	69
1. 立体商標の間の同一、類似の審査	69
2. 立体商標と平面商標との同一、類似の審査	70
第五部分 色彩組合せ商標の審査	71
一、法的根拠	71
二、関係解釈	71
三、色彩組合せ商標の方式審査	71

四、色彩組合せ商標の実体審査	71
(一) 色彩組合せ商標の顕著な特徴の審査	71
1. 指定商品の天然色だけを有するもの	71
2. 指定商品自体又は包装物、役務の場所に通用又は常用する彩色だけを有するもの	71
(二) 色彩組合せ商標の同一、類似の審査	72
1. 色彩組合せ商標の間の同一、類似の審査	72
2. 色彩組合せ商標と平面商標・立体商標との間の同一、類似の審査	73
第六部分 団体商標、証明商標の審査	74
一、法的根拠	74
二、関係解釈	74
三、団体商標の審査	74
(一) 出願人の主体資格の審査	74
(二) 団体商標の使用管理規則の審査	75
四、証明商標の審査	75
(一) 出願人の主体資格の審査	75
(二) 証明商標の使用管理規則の審査	75
五、地理的表示を団体商標、証明商標とするものの審査	75
(一) 出願人の主体資格の審査	75
(二) 使用管理規則の審査	76
1. 指定商品の特定の品質に対する審査	76
2. 地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判およびその他の特徴と、当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素との関連の審査	77
3. 生産地域の範囲の審査	78
第七部分 特殊標識の審査	79
一、法的根拠	79
二、関係解釈	79
三、審査の内容	79
(一) 特殊標識の方式審査	79
(二) 特殊標識の実体審査	79
四、特殊標識登録の無効宣告を請求する手続き	79

第一部分 商標として使用できない標識の審査

一 法的根拠

「商標法」第十条 次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似するもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似するもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。

(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。

(四) 管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標章、又は検査印と同一又は類似するもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。

(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。

(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。

(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。

2. 県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。

二 関係解釈

「商標として使用できない標識」とは、『商標法』第十条第一項における商標として使用できない標識、および第二項における県クラス以上の行政区画の地名と公知の外国地名をいう。この部分の第三条から第十一条までは商標法第十条に規定する項、号の内容と適用について順次説明する。

三 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似するもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの

この条にいう「国名」は全称、略称、略語を含む。わが国の国名の全称は「中華人民共和国」、略称は「中国」、「中華」、英文略語は「CN」、「CHN」、「P. R. C」、「CHINA」、「P. R. CHINA」、「PR OF CHINA」。「国旗」は五星紅旗。「国章」の中間は五つの星に輝かされている天安門で、周りは穀物の穂と齒車。「軍旗」は中国人民解放軍の「八一」軍旗で、赤い背景に左上角を金色の五角星と「八一」の文字で飾っているもの。「勲章」は国家・社会に対する功労者を表彰して国家から与えられる記章。「中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物」は「中南海」、「釣魚台」、「天安門」、「新華門」、「紫光閣」、「懷仁堂」、「人民大会堂」などを含む。

(一) わが国の国名と同一または類似するもの

1. 商標の文字、アルファベットの組み合わせがわが国の国名と同一のものは、わが国の国名と同一であると判定される。

例：



2. 商標の意味、称呼または外観がわが国の国名と類似し、公衆にわが国の国名と誤認させやすいものは、わが国の国名と類似すると判定される。

例：

ZHONGGUO 指定商品：服装

CHINAR 指定役務：不動産賃貸

ただし、公衆に誤認を生じさせないものは除く。

例：

CHAIN 指定商品：コンピューター
(「CHAIN」の意味はチェーン)

CRINA 指定商品：香料と植物性香料（精油）
(意味を持たない)

3. 商標にわが国の国名と同一または類似の文字が含まれるものは、わが国の国名と類似すると判定される。

例：

 指定商品：玩具、ボディビルのトレーニング用機器、すね当て

 指定商品：紙、印刷物

 指定役務：広告

ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

(1) 客観的に存在するものを述べるもので、公衆に誤認を生じさせないもの。

例：



指定商品：化粧品



指定役務：バー

(2) 商標にわが国の国名と同一または類似の文字が含まれているが、全体としては公式に認可されている新聞・定期刊行物・雑誌の名称又は法に基づいて登録された企業・団体などの名称であるもの。

例：



指定役務：自動車輸送、空中輸送



指定商品：新聞



指定役務：法律サービス

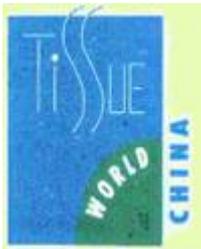
(3) わが国の出願人の有する商標におけるわが国の国名とそのほかの顕著な特徴を持つ標識とは相互に独立する存在であって、国名は出願人の所属する国家を示すだけであるもの。

例：



出願人が外国人又は外国企業であるとき、公衆に誤認を生じさせて悪い影響を起す恐れがあると判定されるものは、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を以って拒絶する。

例：



出願人：（ベルギー） PAPERLOOP S. P. R. L.

（二）わが国の国旗・国章と同一または類似するもの

1. 商標の文字、図形またはその組合せがわが国の国旗（五星紅旗）、国章の名称又は図案と同一または類似し、公衆がそれと国旗、国章とを関係付けることが十分可能であるものは、わが国の国旗、国章と同一又は類似すると判定される。

例：

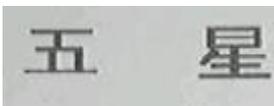


2. 商標に「五星」、「紅旗」の文字または「五星の図案」、「紅旗の図案」が含まれるが、公衆がそれと国旗とを関係付ける可能性はないものは、わが国の国旗、国章と同一又は類似すると判定されない。

例：



指定商品：肥料



指定商品：ビール

（三）わが国の軍旗、勳章と同一又は類似するもの

1. 商標の文字、図形又はその組合せがわが国の軍旗の名称又は図案と同一又は類似し、公衆がそれと軍旗とを関係付けることが十分可能であるものは、わが国の軍旗と同一又は類似すると判定される。

例：



商標に「軍旗」という文字が含まれているが、称呼や意味、外観で軍旗と明らかに違い、公衆に誤認を生じさせないものは除く。

例：



指定商品：財布、スーツケース

2. 商標の文字、図形またはその組合せがわが国の勲章の名称、図案と同一または類似し、公衆がそれと特定の勲章とを関係付けることが十分可能であるものは、わが国の勲章と同一又は類似すると判定される。

例：



(独立自由勲章)



(解放勲章)



(八一勲章)

(四) 中央国家機関所在地の特定地点の名称又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの

例：



四、外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似するもの。

この条にいう国名は中国語と外国語による全称、略称、略語を含む。国旗は国家により公式に決定されたその国を代表する旗である。国章は国家により公式に決定されたその国を代表する標章である。軍旗は国家により公式に決定さ

れたその国の軍隊を代表する旗である。

(一) 商標が外国の国名と同一または類似するもの。

商標の文字の構成が外国の国名と同一のものは外国の国名と同一であると判定される。商標の文字が外国の国名と類似する又は外国の国名と同一若しくは類似する文字を含むものは、外国の国名と類似すると判定される。

例：



(「FRANCE」の訳文は「フランス」) 指定商品：スーツケース



指定商品：油性と漆類の塗料

Mei Guo

指定商品：茶飲料(水)、コーラ

拉脱維雅

指定商品：服装

CANADA LIGHT

指定商品：たばこのフィルター

(「CANADA LIGHT」の訳文は「カナダの光」)



(「FRANCE」の訳文は「フランス」)

ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

1. 当該国の政府の承諾を得ているもの

この規定の適用に当たっては、出願人は当該国の政府の承諾を得ていることを証明する書類を提出しなければならない。出願人が当該商標について当該外国ですでに登録を受けているとき、当該外国政府の承諾を得ているとみなされる。

2. 明らかにほかの意味を有し、かつ公衆に誤認を生じさせないもの。

例：



指定商品：服装、靴、ネクタイ

(フランスの国名の「FRANCE」とは二つのアルファベットが違い、英語では「素直、誠意ある」の意味であって、よく見かける英語の人名でもある。)

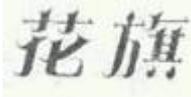


指定商品：服装

(TURKEY はトルコの国名と同一であるが、英語の意味は「シチメンチョウ」である。)

3. 商標が外国の旧国名と同一または類似するもの。

例：



(米国の旧称) 指定商品：服装

ただし、公衆に商品の生産元への誤認を生じさせやすいものは、悪い影響があると判定され、「商標法」第十条第一項第(八)号の規定を以って拒絶する。

例：



指定商品：人参



(タイ国の旧称) 指定商品：米

4. 商標は二つまたは二つ以上の国名の中国語略称による組合せであって、公衆に商品の生産元への誤認を生じさせないもの。

例：



指定商品：ハンマー

(中国とタイの中国語略称による組合せ)



指定商品：照明具

(中国とフランスの中国語略称による組合せ)

ただし、公衆による商品の生産元への誤認を生じさせやすいものは、悪い影響があると判定され、「商標法」第十条第一項第(八)号の規定を以って拒絶する。

例：



指定商品：葡萄酒

5. 商標には外国の国名と同一または類似する文字が含まれているが、全体としては企業の名称であってかつ出願人の名義に一致するもの。

例：

DEUTSCHE BANK

(英語の訳文は「ドイツ銀行」)

出願人：ドイツ銀行 指定役務：金融サービス



(英語の訳文は「シンガポール航空」)

指定役務：空中輸送サービス

出願人：シンガポール航空株式会社



指定商品：服装

(英語の訳文は「米国ポロ協会」)

出願人：米国ポロ協会

6. 商標に含まれる国名とその他の顕著な特徴を持つ標識とは相互に独立し、国名は出願者の所属する国家を真実に表明するだけのもの。

例：

**MAESTRO
ITALIANO**

(「ITALIANO」の訳文は「イタリア」)

出願人：(イタリア) CIELO E TERRA S. P. A.

(二) 商標が外国の国旗、国章、軍旗の名称又は図案と同一または類似するもの。

商標の文字、図形若しくはその組み合わせが外国の国旗、国章、軍旗の名称又は図案と同一または類似し、公衆がそれと外国の国旗、国章とを関係付けることが十分可能であるものは、外国の国旗、国章と同一又は類似すると判定さ

れる。

例：



(訳文は「英国の国旗」)



米国の国旗と類似する



イタリアの国旗と類似する

ただし、当該国政府の承諾を得ているものは除く。この規定の適用に当たっては、出願人は当該国の政府の承諾を得ていることを証明する書類を提出しなければならない。出願人が当該商標について当該外国ですでに登録を受けているとき、当該外国政府の承諾を得ているとみなされる。

五、政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一または類似するもの。

この条にいう政府間国際組織は、いくつの国家と地域の政府が特定の目的のために条約や協定を通じて設立した、ある規則と制度を持っている団体である。例えば、国連、欧州連盟、東南アジア諸国連合、アフリカ統一機構、世界貿易機関、世界知的所有権機関等。国際組織の名称は全称、略称、略語を含む。例えば、国連の英語の全称は United Nations、略語は UN。欧州連盟の中国語の略称は欧盟で、英語の全称は European Union、略語は EU である。

商標の文字の内容、図形の外観またはその組合せが、公衆にそれと政府間国際組織の名称、旗、徽章とを関係付けさせることが十分可能であるものは、政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一または類似すると判定される。

例：



(「UN」は国連の英文略語である)



(WTO は世界貿易機関の英文略語である)



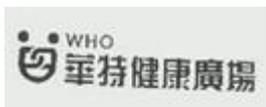
(APEC はアジア太平洋経済協力の英文略語である)

ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

1. 当該政府間国際組織の承諾を得ているもの。この規定の適用に当たっては、出願人は関係の証明書類を提出しなければならない。

2. 明らかにほかの意味を有し、又は特定の表現を持つものであって、公衆に誤認を生じさせないものは除く。

例：



指定役務：販売（他人のための）

（「WHO」は世界保健機関の英文略語と同じであるが、「誰」という明確の意味を有する）



指定商品：比重計

（「UN」は国連の英文略語と同じであるが、全体として特別の形をしている）

六、管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標識、又は検査印と同一又は類似するもの。

この項にいう政府の標識、検査印は、商品の質、性能、成分、原料などに対して管理措置を実施し、保証を付与することや検査の実施を表明するための政府機関の標識または印である。

例：



（中国強制製品認証標識）



（検査免除製品標識）

商標の文字、図形またはその組合せが、公衆にそれと管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標識、又は検査印とを関係付けさせることが十分可能であるものは、当該政府の標識、検査印と同一又は類似すると判定される。

例：



指定商品：照明設備および装置

ISOTECH

指定商品：バルブ（機器の部品）

ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

1. 当該政府機関の承諾を得ているもの。この規定の適用に当たっては、出

願人は承諾を得ていることを証明する書類を提出しなければならない。

2. 明らかにほかの意味を有し、又は特定の表現を持つものであって、公衆に誤認を生じさせないもの。

例：



指定商品：携帯電話用電池、携帯電話用充電器



指定商品：蛇口、シャワー設備

七、「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。

この条にいう「赤十字」(図一)は国際人道主義保護の標章で、武装部門における医療機関の特定の標章であり、赤十字専用の標章である。「赤新月」(図二)はアラビア国家と一部のイスラム国家の赤新月の専用標章であって、赤十字と同じな性質と機能を持っているものである。赤十字の標章は白い背景に赤い十字の形で、赤新月の標章は右または左に曲がる赤い新月である。



(図一)



(図二)

(一) 商標の文字の内容、図形の外観またはその組合せが「赤十字」、「赤新月」の名称、図案とは視覚的にほぼ同じであるものは、当該名称、標章と同一であると判定される。

例：



(「Red Cross」の意味は「赤十字」) (「red crescent」の意味は「赤新月」)

(二) 商標の文字の内容、図形の外観が、公衆に「赤十字」、「赤新月」の名称や図案と誤認させるのは十分可能であるものは、「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と類似するものと判定される。

例：



指定商品：医薬

ただし、明らかにほかの意味を有し又は特定の表現を持つものであって、公衆に誤認を生じさせないものは除く。

例：



指定商品：消防機器



指定商品：印刷用インク、顔料

八 民族差別扱いの性格を帯びるもの。

この条にいう「民族差別扱い」は、商標の文字、図形またはそのほかの要素に特定の民族に対して醜く描いたり、低く評価したり、またはそのほかの差別扱いをする内容を含むことである。「民族差別扱い」の判定においては、商標の内容とその指定商品・サービスを全体的に分析しなければならない。

(一) 商標の文字の内容が民族の名称と同一または類似するものであって、特定の民族に対して醜く描いたり、低く評価したりするものは、民族差別扱いの性格を帯びるものと判定される。

例：



指定商品：トイレ用品

ただし、明らかにほかの意味を有するもの又は民族差別扱いの意味が生じないものは除く。

例：



指定商品：オーデコロン



嬰兒服装

(二) 商標に民族差別扱いの性格を帯びるものは、悪い影響があると判定され、「商標法」第十条第一項（八）号の規定を以って拒絶する。

九、誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの

この条にいう誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたものは、商標がその指定商品又は指定役務に対して固有の程度を超えた表示を行い、公衆に商品または役務の質など特徴について誤った認識を生じさせることを言う。

商標の文字または図形でその指定商品又は役務の質などの特徴について誇大な表示を行い、公衆を欺瞞するものは、誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたも

のと判定される。

例：

国酒

指定商品：蒸留酒



指定商品：ミネラル・ウォーター

ただし、誇大な宣伝がなく、公衆に誤認を生じさせないものは除く。

例：



指定商品：失眠用催眠マットレス

十、社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの
この項にいう社会主義の道德、風習は、わが国の人々の共通の生活および行動の規準、規範およびある時期において一般に認められる良好な風習と習慣のことを言う。その他公序良俗に反するものは商標の文字、図形またはその他の要素がわが国の政治、経済、文化、宗教、民族などの公共利益や公共秩序にもたらす消極的、マイナスの影響で、この影響の判断には商標の内容とその指定商品を総合的に考慮するべきだ。

(一) 社会主義の道德、風習を害するもの。

例：



(二) 政治的に悪い影響のあるもの。

1. 国家、地域または政治的国際組織の指導者の名前と同一又は類似するもの。

例：



(「普京」はプーチンロシア大統領の名前の中国語訳文)

2. 国の主権、尊厳、イメージを害するもの。

例：



(わが国の版図は不完全なもので表示してある)



(殖民主義者がわが国の台湾に対する称呼)

3. 政治的意味を有する数字などによるもの。

例：



4. テロ組織、邪教組織、暴力団の名称又はそのリーダーの名前と同一若しくは類似するもの。

例：



(三) 民族の尊厳や感情を害するもの。

例：



HONKY

(黒人が白人に対する蔑称)

(四) 宗教信仰、宗教感情または民間の信仰を害するもの。

この基準にいう宗教は、仏教、道教、イスラム教、キリスト教、カトリック教およびこれらの宗教の各教派を含む。この基準にいう民間の信仰は主に媽祖など民間の信仰をいう。登録出願する商標が次の各号のいずれに該当する場合は、宗教信仰、宗教感情または民間の進行を害するものと判定され、登録を受けることができない。

次の各号の一に該当する商標は、宗教信仰、宗教感情または民間の信仰を害するものと判定される。

(1) 宗教または民間の信仰による偶像の名称、図形またはその組合せ。

例：



(仏教の偶像)



(道教の偶像)



(民間の信仰)

(2) 宗教の活動地点、場所の名称、図形またはその組合せ。

例：



(MECCA の意味は宗教の聖地である「メッカ」)



(よく見かける道觀の名称)

雍和宮

(3) 宗教の教派、経書、用語、式典、習俗および宗教人士の称呼、イメージ。

例：



次の各号の一に該当する商標は、宗教信仰、宗教感情または民間の信仰を害するものとは判定されない。

(1) 国务院の1994年第145号令の規定により、宗教組織や団体は自己運営資金の補助を目的とする企業を設立・運営することができ、その他の宗教活動場所の利益を損なわない前提で、宗教組織とその授権を受けた宗教企業が自己の宗教活動場所の専用名称を商標として登録を出願するもの。

例：



出願人：中国嵩山少林寺



出願人：北京雍和宮管理处

(2) 商標の文字または図形が宗教または民間の信仰に係るものであるが、そのほかの意味を有し、又はその宗教的意味はすでに一般化されており、公衆はそれを特定の宗教または民間の信仰と関係付けて考えることがないもの。

例：



いる)

(太極図は道教の標識の一つであるが、すでに一般化されて



(この名前の山は浙江普陀、貴州施秉県、遼寧桓仁県の各地に実際に存在する)

(五) わが国の各党派、政府機関、社会団体などの名称または標章と同一または類似するもの。

この条にいう党派は、中国共産党と民主党派と総称される中国国民党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主党、中国致公党、九三学社、台湾民主自治同盟を含む。この条にいう名称は全称、略称、略語などを含む。この条にいう標章は徽章、旗などを含む。

例：



(民建は中国民主建国会の略称)



(わが国の税関の関徽に類似する)



(中国消費者協会の標識と同一である)

(六) わが国の党・政府機関の職務または軍の役目、肩書きの名称と同一のもの。

この条にいう党・政府機関は中国共産党機関、人民代表大会機関、政治協商会議機関、行政機関、裁判機関、検察機関を含む。例えば、行政機関の職務には総理、部長、局(司)長、処長、科長、科員などが含まれる。軍の役目には軍長、師長、団長、營長、連長、排長が含まれる。軍の肩書きには一級上将、上将、中將、少將に分かれる将官四級、大校、上校、中校、少校に分かれる佐官四級、上尉、中尉、少尉に分かれる尉官三級などが含まれる。

商標の文字がわが国の党・政府機関の職務または軍の役目、肩書きの名称と同一である場合は、悪い影響を生じさせやすいと判定される。

例：



ただし、わが国の党・政府機関の職務または軍の役目、肩書きの名称と同一または類似する文字が含まれているが、別の意味を有し、公衆に誤認を生じさ

せないものは除く。

例如：



(七) 各国の法定貨幣の図案、名称又は表記と同一又は類似するもの。

例：



(人民元の符号)



(ユーロの符号)

KRONE

(デンマーク貨幣の名称)



美金

(「美金」は「米ドル」)

(八) 公衆の誤認を起ししやすいもの。

1. 商品又は役務の品質その他の特徴について公衆に誤認を生じさせやすいもの。

例：



消費者满意的好家具

指定商品：家具

2. 書籍類を指定商品とする、一般に知られている書籍の名称。

例：



3. ゲームマシン又はゲームソフトの担体などの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られているゲームの名称。

例：

俄罗斯方块

指定商品：テレビ型ゲームの映像・音声ソフトウェア

4. 映画、テレビ番組、音声映像の担体である映画フィルム、テレビ放送向けのフィルム、レコード、ディスク（音声・映像）、磁気テープなどの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られている映画、テレビ番組、ラジオ番組、歌、曲の名称。

例：

大闹天宫

指定商品：アニメーション

同一首歌

指定商品：レコード

常回家看看

指定商品：磁気テープ

(九) 商標は企業名により構成され、又は企業名を含むものであって、その名称は出願人の名義とは実質的な差異があり、公衆に商品又は役務の出所への誤認を生じさせやすいもの。

1. この条にいう企業名は全称、略称、中国語名称、英語名称および名称の中国語表音などを含む。

2. 商標に含まれる企業名称の行政区画又は地域名称、屋号、業界又は経営の特徴、組織状態が出願人の名義と一致しないものは、出願人の名義と実質的な差異があるものと判定される。

例：



指定商品：コンピューターソフトウェア

(出願人：王金石)

Tihui 体会

伊坊体会制衣有限公司

指定商品：服装

(出願人：伊坊体会制衣有限公司)



指定商品：肉

(ピンインは「北京茂盛园肉食品厂」。出願人：褚秀麗)



指定役務：医院、獣医補助、動物飼育

(出願人：鄭伯昂)



指定役務：学校(教育)

(出願人：北京中預維他科技有限公司)



指定商品：車の距離計測器

(出願人：東風汽車公司)

ただし、商標に含まれる企業名称の組織形態と出願人の組織形態とは一致していないが、商業的慣例に合致し、かつ公衆に商品又は役務の出所への誤認を生じさせないものは除く。

例：



(宏全公司)

指定商品：プラスチック製の包装容器

(出願人：[台湾]宏全国际股份有限公司)



指定商品：ロボット (機械)

(出願人：沈阳新松机器人自动化股份有限公司)



指定商品：家具用非金属部品

(出願人：上海永春裝飾有限公司)



指定商品：金属ロープ

(出願人：誠志股份有限公司)



指定商品：ソーセージ

(出願人：沈阳長香斯食品有限公司；英語は出願人の名称とみなすことができる)

(十) その他悪い影響をもたらすもの。
例：



(「申博」は「2010年上海国際博覧会誘致活動指導チーム弁公室」の略称で、この文字を商標に使うことにより、それが万博誘致活動と何らかの関係があると消費者に誤認を生じさせる恐れがある)



(当該商標の図形が澳門特別行政区区旗の図案に類似している)

十一 地名を含む商標の審査

この項にいう「県級以上の行政区」には、①県級である県、自治県、県級の市、市管轄の区②地区級である市、自治州、地区、盟③省級である省、直轄市、自治区④香港特別行政区と澳門特別行政区⑤台湾地区——が含まれる。県級以上の行政区の地名はわが国の民政部により編集出版された「中華人民共和国行政区画簡冊」を基準とする。この条にいう県級以上の行政区の地名は全称、略称および県級以上の省、自治区、直轄市、省都、計画単列市、著名な観光都市の表音文字を含む。

この項にいう「公知の外国地名」は、わが国で一般に知られているわが国以外の国家、地域の地名をさす。地名は全称、略称、外国語名称、通用の中国語訳語を含む。

この項にいう「地名が別の意味を持ち」は、地名が言葉として確定の意味を持ち、かつその意味が地名としての意味よりも影響が強く、公衆に誤認を生じさせないことをさす。

(一) 県級以上の行政区の地名を含む商標の審査

商標が県級以上の行政区の地名により構成され、又は県級以上の行政区の地名を含むものは、県級以上の行政区の地名と同一であると判定される。

例：



ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

1. 地名が別の意味を持ち、且つその意味は地名としての意味よりも影響が強いもの。

例：



2. 商標が地名とその他の文字により構成されて全体として顕著な特徴を有し、公衆に商品の出所への誤認を生じさせないもの。

例：



(津門海誓) 指定商品：化粧品



指定商品：カラシナ



指定商品：蒸留酒

3. 出願人の名称に地名が含まれるものであって、出願人がその全称を商標として登録を出願するもの。

例：

长谷川香料(上海)有限公司

THESEGAWA Flavours & Fragrances (Shanghai) Co., Ltd.

指定商品：茶、調味料

(出願人：長谷川香料(上海)有限公司)

The Hongkong Land Company Ltd.

香港置地有限公司

指定商品：紙粘着テープ

(出願人：香港置地有限公司)



指定役務：レストラン、ホテル

(出願人：北京飯店)

4. 商標が二つ又は二つ以上の行政区の地名の略称により構成され、公衆に商品の生産地への誤認を生じさせないもの。

例：



指定商品：肥料

ただし、消費者に指定商品の生産地又は役務の内容などの特徴について誤認を生じさせやすいものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第(八)号の規定を以って拒絶する。

例：



指定役務：観光・旅行

5. 商標が省、自治区、直轄市、省都、計画単列市、著名な観光都市以外の地名の表音文字で構成され、かつ公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせないもの。

例：



指定商品：伝動装置(機器)

(「TAI XING」は江蘇省泰興市の表音文字と同じである)



指定商品：自転車

(「XIANG HE」は河北省香河県の表音文字と同じである)

6. 地名が団体商標、証明商標の一部とするもの。

(二) 公知の外国地名を含む商標の審査
商標が公知の外国地名により構成され、又は商標に公知の外国地名が含まれ

るものは、公知の外国知名と同一であると判定される。

例：

加州紅

（「加州」は米国のカリフォルニア） 指定商品：ビール、ミネラルウォーター

Olympia

（ギリシアのオリンピア） 指定商品：服装



（「柏林」はドイツの首都ベルリン） 指定商品：ビール



（「華沙」はポーランドの首都ワルシャワ） 指定商品：靴

ただし、商標が公知の外国地名とその他の文字により構成され、全体として別の意味を有し、かつ指定商品での使用は公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせることがないものは除く。

例：

LONDON FOG

指定商品：かばん、傘

（ロンドンの霧は一種の自然現象である）

（三）商標の文字の内容がわが国の県級以上の行政区の地名又は公知の外国地名と違うが、字形、称呼が類似し、公衆に当該地名であることを誤認させるのが十分可能で、商品の生産地に関して混同を生じさせるものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を以って拒絶する。

例：

寧夏

指定商品：酒（飲料）

扎幌

指定商品：果実酒（アルコール含み）

(四) 商標が本条以外の一般に知られているわが国の地名により構成され、または商標にそのような地名が含まれ、指定商品に使用すると、公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせる恐れがあるものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第(八)号の規定を以って拒絶する。

例：



指定商品：米、トウモロコシ(穀を取り除いたもの)

ただし、指定商品とその表示地点又は地域との間に特定の関係がなく、公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせないものは除く。

例：



指定商品：オートバイ、自転車、遊覧船

(五) 商標に含まれる地名とその他の顕著な特徴を持つ標識とは相互に独立し、地名は出願人の所在地を真実に表明する役割だけを果たすものである場合、『商標法』第十条第二項の規定は適用しない。

例：



出願人：楊洪来
住所：天津市武清区
漢沽港鎮一街

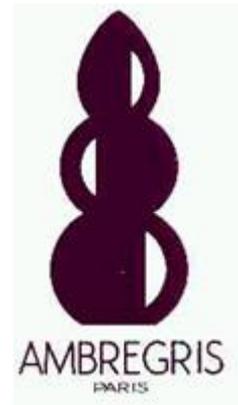


出願人：鳳凰株式有限公司
住所：上海市浦東新区
塘南路 20 号



(「GENEVE」：ジュネーブ)

出願人：QUINTING S. A. 住所：スイス・ジュネーブ



(「PARIS」：パリ)

出願人：SYLVIE JESSUA

住所：11, quai de la Gironde, F-75019 PARIS

商標に含まれる地名が出願人の所在地と一致しないものであって、公衆に誤認させる恐れのあるものは、悪い影響を有するものとし、『商標法』第十条第一項第（八）号の規定を以って拒絶する。

例：



(「NEW YORK」：ニューヨーク、「PARIS」：パリ)

出願人：北京盛世傑服装服飾有限公司



(「PARIS」：パリ)

出願人：M. SERGE LOUIS ALVAREZ

出願人住所：18 RUE ROBIN, BP 148 F-26905 VALENCE CEDEX 9 (FRANCE)



(「GENEVE」：ジュネーブ)

出願人：FREDERIQUE CONSTANT HOLDING INC. LTD

出願人住所：オランダ・アンドレス群島

出願人が個人である場合、その所在地は身分証やパスポートに記載される住所に準ずる。出願人が法人又はその他の組織である場合、その所在地は営業許可証に記載される住所に準ずる。

第二部分 商標の顕著な特徴の審査

一、法的根拠

「商標法」第十一条 以下に掲げる標識は、商標として登録することができない。

(一) その商品の普通の名称、図形、規格だけを有するもの

(二) 単に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの

(三) 顕著な特徴に欠けるもの

2. 前項に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

二、関係解釈

商標の顕著な特徴とは、商標に備えなければならない、関連公衆に商品の出所を十分に識別させる特徴をいう。商標の顕著な特徴の判定に当たっては、商標の標識自体（意味と称呼、外観の構成）、商標の指定商品、その指定商品を利用する関連公衆の認知習慣、指定商品の所属する業界の実際の使用状況などを総合して考慮しなければならない。この部分の第三条から第七条は『商標法』第十一条に規定する項、号の内容と適用について順次説明する。

三、その商品の普通の名称、図形、規格だけを有するもの

この条にいう普通の名称、図形、規格とは、国家基準、業界基準に規定するまたは社会的に認められる名称、図形、規格で、名称には全称、略称、略語、俗称が含まれる。

(一) 指定商品の普通名称だけを有するもの

例：



指定商品：人参

MULLER 指定商品：研磨道具（手道具）

（「MULLER」には「研磨機」の意味がある）

(二) 指定商品の普通の図形だけを有するもの

例：



指定商品：果物



指定商品：靴底

(三) 指定商品の普通の規格だけを有するもの
例：



指定商品：にかわ



指定商品：服装



指定商品：空調機

(ZK：組合せ式の空調機の等級記号。 T：汎用ユニット記号)

四、単に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの

この項にいう「単に…直接表示したにすぎない」とは、商標は指定商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴に対して直接説明、描写する標識だけにより構成されることをいう。

(一) 単に指定商品の品質を直接表示するもの
例：



指定商品：食用油



指定商品：小麦粉



指定商品：米

ただし、単に指定商品の品質を直接表示していないものは除く。

例：

纯净山谷

指定商品：肉、食用油

(二) 単に指定商品の主要原材料を直接表示するもの
例：

柴鸡

指定商品：調味料

彩棉

指定商品：服装

龙眼

指定商品：非医用栄養液、菓子

ただし、単に指定商品の原材料を直接表示していないものは除く。

例：

桔子红了

指定商品：果物缶詰、ジャム

(三) 単に指定商品の機能、用途を直接表示するもの
例：

SAFETY

指定商品：漏電保護装置

(「SAFETY」の意味は「安全」)

纯净气

指定商品：气体清浄化装置

脑基因

指定商品：非医用栄養液

(四) 単に指定商品の重量、数量を直接表示するもの
例：

50kg

指定商品：米

50支

指定商品：たばこ

(五) 単に指定商品のその他の特徴を直接表示するもの

1. 単に指定商品の特定の消費対象を直接表示するもの
例：

女过四十

指定商品：非医用栄養液

醫生

指定商品：医療・手術用手袋

2. 単に指定商品の価格を直接表示するもの



指定商品：磁気テープ、光ディスク(音声、映像)、眼鏡

百元店

指定役務：販売(他人のための)

3. 単に指定商品の内容を直接表示するもの

法律之星

指定商品：光ディスク、コンピューターソフトウェア(制作済

み)

物流通

指定商品：コンピューターソフトウェア

4. 単に指定商品のスタイル、特色を直接表示するもの

中式

指定商品：家具

果味夹心

指定商品：ビスケット

5. 単に指定商品の利用方式、使い方を直接表示するもの

自助

指定役務：教育、書籍出版

冲泡

指定商品：即席めん

6. 単に指定商品の生産工芸を直接表示するもの

湘绣
XIANGXIU

指定商品：服装

腊染

指定商品：布

7. 単に指定商品の生産地点、時間、年度を直接表示するもの

AMERICAN NATIVE

指定商品：たばこ

(意味は「米国本土、特産」)

990418

指定商品：酒

8. 単に指定商品の形態を直接表示するもの

SOLID

指定商品：珪酸塩、工業用接着剤

(「固体の」)

果晶

指定商品：アルコールを含まないジュース飲料

(「果晶」は固体飲料の一つの形)

9. 単に指定商品の有効期限、賞味期限又はサービス時間を直接表示するもの

全天

指定役務：無線ラジオ放送、ケーブルテレビ

24 小时

指定役務：銀行

10. 単に商品の販売場所又は地域の範囲を直接表示するもの

大食堂
DASHICANG

指定商品：レストラン

酒 軒

指定商品：蒸留酒

11. 単に商品の技術的特徴を直接表示するもの

蓝牙

指定商品：電話機

NAMI

纳米

指定商品：浴室装置

共晶

指定商品：防凍剤

(六) 商標に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴が示されているものであって、指定商品に当該特徴を備えている場合は、『商標法』第十一条第一項第(二)号の規定を適用する。指定商品に当該特徴を備えていないものであって、公衆に誤認させる恐れがある場合、『商標法』第十条第一項第(八)号の規定を適用する。この場合において、上述の二つの条項を同時に適用して拒絶しなければならない。

山楂

指定商品：非医用栄養粉、調味料

双味

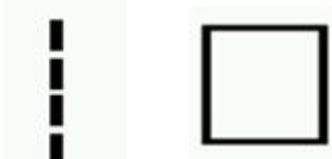
指定商品：ビスケット、調味料

五、顕著な特徴に欠けるその他のもの

顕著な特徴に欠けるその他の標識とは、『商標法』第十一条第一項第(一)号、第(二)号に規定するもの以外のものであって、社会の一般の観念で、その自体又は商標として指定商品に使用するとき商品の出所を表示する役割がない標識をいう。

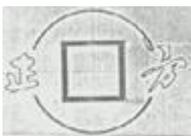
(一) 簡単すぎる線、普通の幾何図形

例：



ただし、上述の線、幾何図形が文字やその他の要素と組み合わせて全体として顕著な特徴を備えている場合は除く。

例：



指定商品：電気ストーブ



指定商品：蒸留酒

(二) 複雑すぎる文字、図形、数字、アルファベット又はこれらの要素の組合せ

例：



指定商品：茶、茶飲料



指定商品：菓子

(三) 普通の形をする一つまたは二つのアルファベット
例：



指定商品：服装



指定商品：腕時計、掛け時計、置き時計

ただし、普通の字体ではないもの、又はその他の要素と組み合わせて全体として顕著な特徴を備えているものは除く。

例：



指定商品：アクセサリ



指定商品：ミシン用潤滑油

(四) 数字を規格又は貨物番号として使用する慣例のある商品に指定使用する普通の形のアラビア数字

例：



指定商品：口紅



指定商品：消毒剤

ただし、普通の形ではないもの、又はその他の要素と組み合わせて全体として顕著な特徴を備えているもの、又は数字を規格や貨物番号として使わない商品に指定使用するものは除く。

例：



指定商品：工業用脂

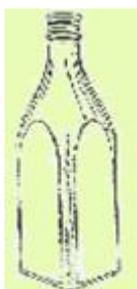


指定商品：動物飼育設備

(五) 指定商品の一般の包装、容器または装飾図案
例：



指定商品：たばこ



指定商品：酒



指定商品：皿

ただし、その他の要素と組み合わせて全体として顕著な特徴を備えているものは除く。

例：



指定商品：ミネラルウォーター



指定商品：チョコレート

(六) 単一の彩色

例：



(七) 商品又は役務の特徴を表明する独創のものではない連語または文例：

一旦拥有，别无所求

指定商品：箱、かばん

(利用者に対する誘導)

让养殖业充满生机

指定商品：飼料

(商品の効果を暗示する)

ただし、独創的で且つ一般に使用されていないもの又はその他の要素と組み合わせることで全体として顕著な特徴を備えているものは除く。

例：

抓住它，
别让它轻飞走

指定商品：錠剤

木匠是朋友
woodman is friend

指定商品：工業用接着剤



指定役務：保険



指定役務：漢方薬製薬

(八) 当該業界または関連業界で通用する取引場所の名称例：

衣店

指定役務：服装

Mall

指定役務：販売 (他人のための)

ただし、その他の要素と組み合わせることで全体として顕著な特徴を備えているものは除く。

例：



指定役務：販売（他人のための）



指定商品：金属床板、金物器具

(九) 当該業界又は関連業界で通用する営業用語又は標識

例：



指定商品：コンピューターソフトウェア(制作済み)



指定商品：メイク道具

ただし、その他の要素と組み合わせて全体として顕著な特徴を備えているものは除く。

例：

卓越网购

指定役務：販売（他人のための）

薇薇美容

指定役務：美容院

(十) 企業の組織形態、当該業界の名称及び略称

例：

Inc

指定商品：印刷出版物

(「INC」の意味は「公司」)

公司
CO.

指定商品：印刷出版物

重工

指定商品：起重運送機械

(当該業界で「重工」は重工業の略称である)
ただし、その他の要素と組み合わせるとして顕著な特徴を備えているものは除く。

例：



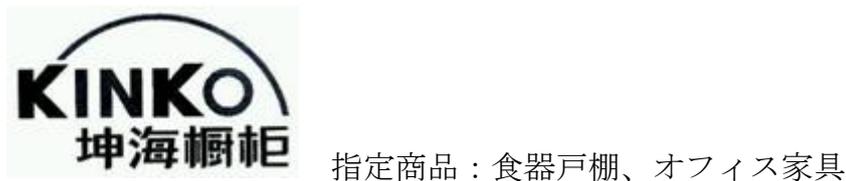
指定商品：掘削機

六、顕著な特徴がない標識を含む商標の審査

この条の「顕著な特徴がない標識」とは、商標の指定商品の普通の名称、図形、規格、及び指定商品の品質、原材料、機能、用途、重量、数量その他の特徴を直接表示する標識をいう。

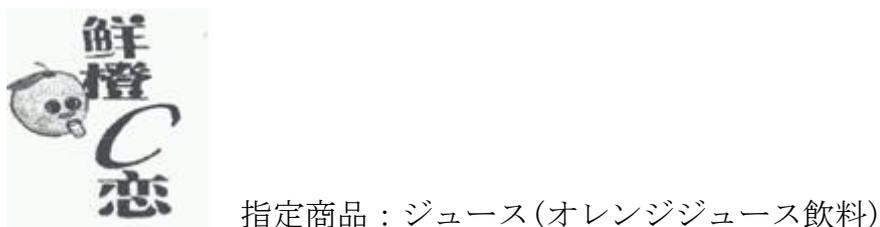
(一) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標は、その中の顕著な特徴がない標識がその指定商品の特徴と一致し、又は商業的慣例と消費習慣により関連公衆に誤認させることがないものでなければならない。

例：



顕著な特徴の部分がない標識を含む商標について、出願人は「商品・役務分類表」に基づいて指定商品を限定することにより、商標における顕著な特徴でない標識の示す内容が指定商品の特徴と一致するようにさせることができる。

例：



俊仕纳米

JUN SHI NA MI

指定商品：ナノメートル服装

太阳红木

指定商品：マホガニー家具

(二) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標について、指定商品に使用することにより関連公衆に商品の特徴に対して誤認させる恐れがあるとき、出願人が専用権の放棄を宣言したとしても、『商標法』第十条第一項第(八)号の規定を適用して拒絶しなければならない。

例：

1. 関連公衆に商品の種類について誤認させる恐れがあるもの。



熬豆-咖啡

指定商品：茶、糖、チョコレート、ケーキ



指定商品：飼料

2. 関連公衆に商品の規格について誤認させる恐れがあるもの。

例：

红太阳

502

指定商品：粘着剂

3. 関連公衆に商品の品質について誤認させる恐れがあるもの。

例：

周大麟

24K

指定商品：仿金制品、ネックレス、指輪



指定商品：新鮮野菜

4. 関連公衆に商品の原材料について誤認させる恐れがあるもの。

例：



指定商品：ジュース(飲料)



指定商品：トイレット・ペーパー

5. 関連公衆に商品の機能、用途について誤認させる恐れがあるもの。
例：

捷力特 奇效转阴 99 指定商品：人用薬

雪山胃宝 指定商品：人用薬

6. 関連公衆に商品の重量、数量について誤認させる恐れがあるもの。
例：

BLUE ARROW
850ml 指定商品：ミネラル・ウォーター

华虎 50 支 指定商品：たばこ

7. 関連公衆に商品の味について誤認させる恐れがあるもの。



指定商品：ビール、ミネラルウォーター、ソーダ水
(商標の文字の意味は「果物の味」)

月亮 指定商品：ビスケット

8. 関連公衆に商品の価格について誤認させる恐れがあるもの。
例：



指定商品：磁気テープ、光ディスク(音声・映像)、眼鏡



指定商品：飴、パン

(この商標における「SALES;LOW PRICES EVERY DAY」は「特売、毎日がお買得」と翻訳できる)

9. 関連公衆に商品の生産日付について誤認させる恐れがあるもの。

华 邦

2005-11-7 指定商品：蒸留酒

ただし、商業的慣例と消費の習慣により、関連公衆に商品の生産日付を誤認させる恐れのないものは除く。

例：



指定商品：服装、靴

(文字の上方は「ESTABLISHED 1874」で、意味は「1874年設立」)

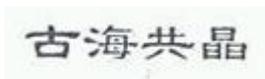


指定商品：織機

10. 関連公衆に商品の技術的特徴について誤認させる恐れがあるもの。



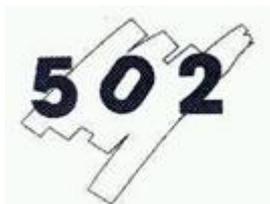
指定商品：服装



指定商品：冷却液

(三) 顕著な特徴がない標識とその他の要素により構成される商標について、関連公衆が当該その他の要素又は商標全体によって商品の出所を識別するのが困難であるとき、顕著な特徴に欠けるものと判定し、『商標法』第十一条第一項第(三)号の規定を適用して拒絶する。

例：



指定商品：工業用接着剤



指定商品：服装



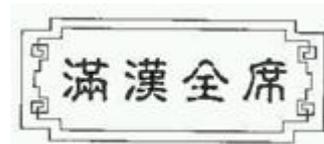
(SHOE:靴)
指定商品：靴



(Reliable:頼もしい)
指定商品：金属箱



(PURITY:清浄)
指定商品：ミネラル・ウォーター



指定役務：レストラン

ただし、当該その他の要素又は商標全体が商品の出所を識別する役割を果たせるものは除く。

例：



SHNEGHUA 502
指定商品：502 接着剤



納 米
指定商品：ナノ服装



(SHOE:靴)
指定商品：靴



(Reliable:頼もしい)
指定商品：金属箱



(PURITY:清浄)
指定商品：ミネラル・ウォーター



指定役務：レストラン

七、使用により顕著な特徴を備えているようになった商標の審査自体に顕著な特徴に欠けている標識が、使用により商標の顕著な特徴を備え、

商品の出所を識別する役割を果たすようになったものは、商標として登録を受けることができる。

例：



指定商品：練り歯磨き



指定商品：温水器

使用により顕著な特徴を備えているようになった商標の審査に当たっては、関連公衆による当該商標への認知、出願人による当該商標の実際の使用、及び当該商標が使用により顕著な特徴を備えているようになることに係るその他の要素を考えなければならない。

第三部分 商標の同一、類似の審査

一、法的根拠

第二十八条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審査を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

第二十九条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩審査をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩審査をし公告し、他方の出願は拒絶する。

二、関係解釈

商標の同一とは二つの商標に視覚的な差異がほぼなく、同一又は類似の商品又は役務に使用するとき関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることを言う。

商標の類似とは、商標の文字の形、称呼、意味が類似し、商標の図形の構造、色彩、外観が類似し、又は文字と図形の組み合わせの全体の構造方式・外観が類似し、立体商標における立体標識の形状・外観が類似し、色彩商標の色彩又は色彩の組み合わせが類似し、同一又は類似の商品又は役務に使用するとき関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることをいう。

「同一の商品又は役務」には名称が同一の商品又は役務、及び同一の物事又は内容を指す違う名称の商品又は役務が含まれる。

類似の商品とは、機能、用途、生産部門、販売手段、消費対象などにおいて同一又はほぼ同一である商品をいう。

類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象などにおいて同一又はほぼ同一である役務をいう。

同一又は類似の商品又は役務の認定に当たっては、「商標登録用商品と役務の国際分類表」と「類似商品と役務の区分表」に照らして行う。

商標の同一又は類似を認定するときは、まず指定商品又は役務が同一又は類似の商品又は役務に該当するかどうかを判断し、それに商標自体の形、称呼、意味及び全体表現などについて関連公衆の一般注意力を基準とし、全体の観察と主要部分の対比といった方法を通じて、商標の標識自体が同一又は類似であるかどうかの判定を行わなければならない。

三、商標同一の審査

(一) 文字商標の同一

文字商標の同一とは、商標に使用する言語が同じであって、かつ文字の内容と配列の順序が完全同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることをいう。字体、表音文字の大文字・小文字、又は文字の配列に横と縦の違いがあることで二つの商標に微かな差異があるときも、同一の商標と判定される。

例：

五斗米

五斗米

Susanna

SUSANNA



(二) 図形商標の同一

図形商標の同一とは、商標の図形に視覚的な差異がほぼないものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることをいう。

例：



(三) 組合せ商標の同一

組合せ商標の同一とは、商標の文字の内容、図形の外観及びその組合せが同一で、商標が称呼と全体の視覚的効果において差異がほぼないものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることをいう。

例：



四、商標類似の審査

(一) 文字商標の審査

1. 中国語の商標であって同じ漢字で構成され、字体若しくはデザイン、注音、配列の順序が違っただけで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似の商標と判定される。

例：

迪安

安迪

新康得

新得康



波斯·卡帝

斯波帝卡

2. 商標が同じの外国語、字母または数字で構成されるものであって、字体又はデザインが違うだけで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似の商標と判定される。

例：



(意味は「彼」)



(意味は「彼」)

BIGREY



ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

(1) 商標は普通の字体ではない一つ又は二つの外国語の字母により構成されるものであって、意味を持たないほか字形も明らかに違うことにより、商標全体の区別が目立つもので、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れのないもの。

例：





(2) 商標は三つ又は三つ以上の外国語の字母により構成されるものであって、順序が不同で、称呼又は字形が明らかに違い、意味を持たない又は意味が違うことにより、商標全体の区別が目立つもので、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れのないもの。

例：



ARNEGI

(意味を持たない)

AIGNER

(意味を持たない)



(意味を持たない)



(「辻馬車」と訳す)

3. 商標は二つの外国語の単語により構成されるものであって、単語の順序が違うだけで、意味には明らかな差異がなく、関連消費者に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

HAWKWOLF

(HAWK:鷹、WOLF:狼)

WOLFHAWK

Wintech

(Win:勝つ、Teck:技術学院)

Techwin

4. 中国語の商標であって、三つ又は三つ以上の漢字により構成され、個別の漢字だけが不同で、全体では意味を持たない又は意味に明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

蒙尔斯特

蒙尔斯吉

帕尔斯

帕洛尔斯

莱克斯顿

莱克斯蔓

ただし、頭文字の称呼又は字形が明らかに違い、又は全体としての意味が違うことにより、商標全体の区別が明らかなもので、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：

东方雪

東方雪狼

迷尔派斯

舒尔派斯

电老虎

电飛虎

5. 外国語の商標であって、四つ又は四つ以上の字母により構成され、個別の字母だけが不同で、全体では意味を持たない又は意味に明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

SOMI

(意味を持たない)

SOMIS

(意味を持たない)

BILLDAN

(意味を持たない)

BILLDANY

(意味を持たない)

SUNMIGHT

(「太陽の力」)

SUNLIGHT

(「日光」)

CAROLFLEX

(意味を持たない)

CARPOFLEX

(意味を持たない)

ただし、頭文字の称呼又は字形が明らかに違い、又は全体としての意味が違うことにより、商標全体の区別が明らかなもので、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：

DESIRE

(「希望」)

DESIRÉ

(意味を持たない)

RELGAN

(意味を持たない)

SELGAN

(意味を持たない)

HORSE

(「馬」)

HOUSE

(「家」)

6. 商標の文字の字形が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

酷几

花中玉

CTI

dunhill

YSL

BOSS

酷儿

花中玉

GTI

dunhill

YSL

BOSS

7. 商標における文字の称呼が同一又は類似であって、かつ字形又は外観全体が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

惠特曼

CATANA

Marc O'Polo

洛淇

蕙特曼

KATANA

MACAO POLO

ただし、意味、字形又は外観全体が明らかに違い、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

好哥

高太丝

幸运树

福选

好歌

高泰斯

幸运数

FUDA

8. 商標における文字の意味が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

玫瑰花

精卫

CROWN

玫瑰

精卫鸟

皇冠

(「王冠」)

紅 & 黒

ROUGE ET NOIR

(フランス語、「赤と黒」)

3506

三五零六

Onetwothree

123

(「123」)

B³

B三

SK-TWO

SK-Π

9. 商標は字や単語の重複により構成されるものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

星

星星

哈罗

哈罗哈罗

Vicki

VICKI·VICKI

10. 外国語の商標であって単数・複数、動詞・名詞、略語、冠詞の添加、比較級若しくは最高級、語の性質などに関して語形が変化しただけで、その意味は基本的に同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

BIG FOOT

(単数)

BIG FEET

(複数)

SAIL

(動詞の基本形)

SAILING

(動名詞)

Saint angelo

(完全の形式)

St angelo

(略語)

BEGONIA

(名詞の基本形)

La Begonia

(名詞+冠詞)

Beautiful

(形容詞の原級)

More Beautiful

(形容詞の比較級)

Brave

(形容詞)

Bravery

(名詞)

PROSPER

(動詞)

Prosperity

(名詞)

11. 商標は他人の先行商標に当該商品の普通名称、規格を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

蒙 原

(指定商品：加工肉)

蒙原肥乎

(指定商品：肉)

緑 安

(指定商品：作業服)

绿安服飾

(指定商品：シャツ)

12. 商標は他人の先行商標に商品の生産、販売又は使用場所を示す文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

(指定役務：美容院)

(指定役務：美容院)

(指定商品：家具)

(指定商品：家具)

(指定商品：服装)

(指定商品：服装)

(指定商品：食用蜂膠)

(指定商品：非医用栄養液)

(指定商品：陶制器皿)

(指定商品：陶器)

(指定役務：レストラン)

(指定：レストラン)

12. 商標は他人の先行商標に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量その他の特徴を直接表示する文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

(指定商品：植物成長調節剤)

(指定商品：有害動物消滅剤)

碧 清

(指定商品：ヨーグルト)

碧清香

(指定商品：冷凍ヨーグルト)

桃源

(指定商品：豆制品)

生态桃源

(指定商品：食物蛋白)

人月

(指定商品：アルコール類飲料)

九月紅

(指定商品：酒)

老龙潭

(指定商品：ミネラルウォーター)

老龙潭山泉

(指定商品：ミネラルウォーター)

富力

(指定商品：テレビ電話)

富力通

(指定商品：テレビ電話)

首信

(指定商品：ディスクプレーヤー)

首信高科

(指定商品：ディスクプレーヤー)

ADAM

(指定商品：運動靴)

adamSport

(指定商品：靴)

14. 商標は他人の先行商標に修飾するための形容詞又は副詞その他の商標における顕著性の少ない文字を加えたものであって、意味は基本的に同じで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

吉 澳

新吉澳

長
裕

新長裕

依丝

真依絲

美人娇

好美人娇

吉祥鳥

东方吉祥鸟

百盛

百盛世家

超力

超力一族

活 力

活 派

绅士

绅士风

(指定商品：服装)

(指定商品：服装)

OSTRICH

GOLD OSTRICH

(「ダチョウ」)

(「金ダチョウ」)

DRAGON

BIG DRAGON

(「竜」)

(「大竜」)

Bench.

RED BENCH

(「ベンチ」)

(「赤いベンチ」)

ただし、意味又は全体としての違いが明らかで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：

球

球王

太阳

飞云



蓝太阳

飞云岭

聪明小王子

15. 二つの商標又はその中の一つの商標は相対的に独立する二つ又は二つ以上の部分により構成されるものであって、その中の顕著な部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：



FENICIA



Pal爆果汽

PAL 伙伴

ただし、意味全体としての違いが明らかで、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：

星跃
Xingyue

兴越
Xingyue

QQ 眼
22 世纪

e 眼
世纪

16. 商標は他人が持っている一定の知名度又は強い顕著性のある先行文字商標を完全に含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：

月圆三千里

(指定役務：レストラン)

三千里

(指定役務：レストラン)

星星梦特娇

(指定商品：服装)

夢特嬌

(指定商品：服装)

欧莱雅海皙

(指定商品：化粧品)

欧莱雅

(指定商品：化粧品)

红狮三龙

(指定商品：油性塗料と漆)

红 狮

(指定商品：漆)

凯悦长城

KAIYUECHANGCHENG

長 城

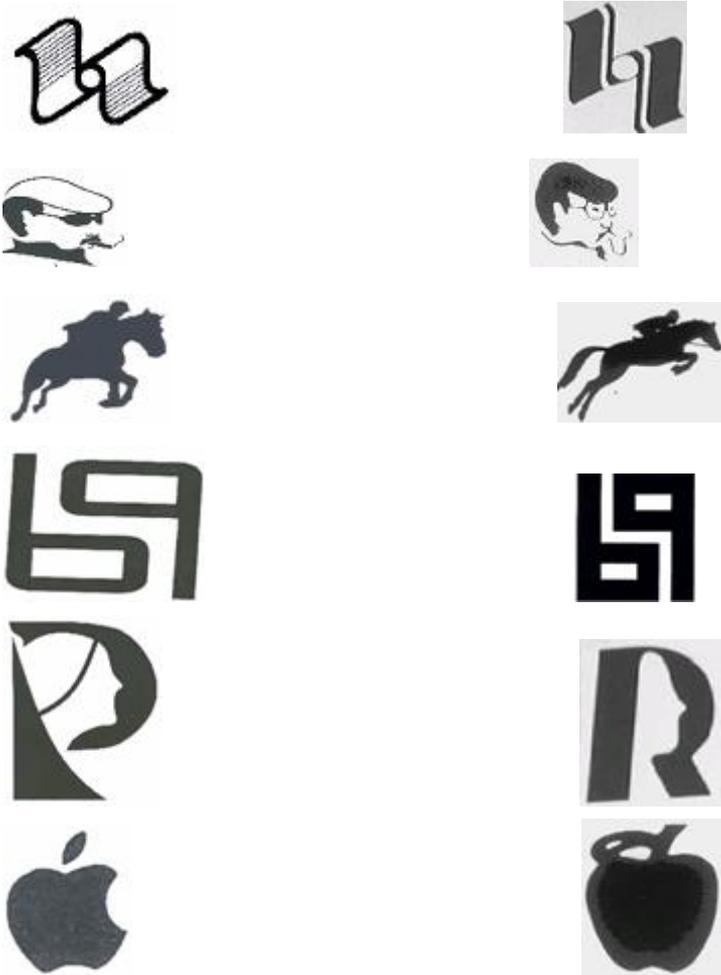
(指定商品：ぶどう酒)

(指定商品：ぶどう酒)

(二) 図形商標の審査

1. 商標の図形の構図と外観全体が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：



2. 商標は一定の知名度又は強い顕著性を持つ他人の先行図形商標を含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：



(指定商品：服装)

(指定商品：服装)



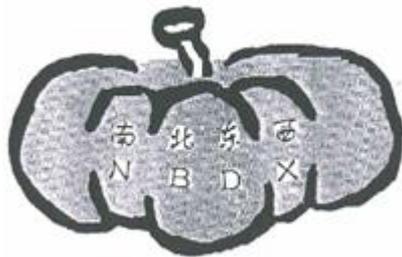
(三) 組合せ商標の審査

1. 商標における漢字の部分が同一または類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

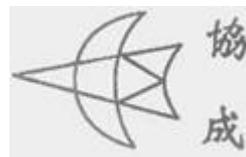
例：



舒美达



东南西北



(指定商品：医療器械と計器)

(指定商品：医用診断設備)

2. 商標における外国語、字母、数字の部分が同一または類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。
例：



INFOGATE



NAER



SMC 蜆華



HADLEY
FASHION



CENTEK



FISHER SCIENTIFIC

「FISHER」：「漁夫」、「SCIENTIFIC」：「科学的」



HERITAGE
CASHMERE

HERITAGE

「HERITAGE」：「遺産」、 「CASHMERE」：「カシミヤ」



KIKO KIKO

KIKO



3 5 2 0

ただし、全体の称呼、意味又は外観が明らかに違い、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：



3. 商標における違う種類の文字の主要な意味が同一又はほぼ同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：



BOOM

(「繁荣」)

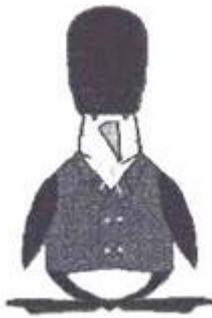


(HOPE : 「希望」)



BOSS

(中国語では「老板」)



GENTLEMAN PENGUIN

(中国語では「企鵝紳士」)

企鵝紳士



太阳红

太阳RED



五星
Five Star

5star

ただし、全体の構造、称呼又は外観が明らかに違い、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：



WELL & WELL
维尔玮



DAPPER
好好

(WELL & WELL : 中国語では「好和好」)

HAPPYTREE
开心树



(HAPPYTREE は「快樂木、楽しい木、幸福木」などに翻訳できる)

miss me
蜜思蜜



(miss me : 「私が恋しい」)



(UNIQUE : 中国語では「唯一的、独特的」で、「不二 (無二)」とはある対応の関係にある)

4. 商標における図形の部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例 :





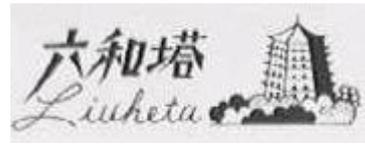
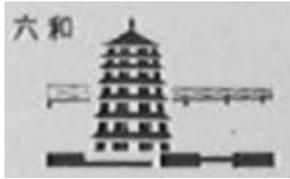
ただし、図形が当該商品によく使われる図案であり、又は主に装飾、背景の役割を果たし商標において顕著性が弱く、商標全体の意味、称呼又は外観が明らかに違い、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：



5. 商標における文字、図形が違うものであるが、配列・組み合わせの方法又は全体として表現した物事がほぼ同じなものであるため、商標全体の外観又は意味が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、類似商標と判定される。

例：



(指定商品：水はねを防ぐ蛇口用吹き口)

(指定商品：蛇口)

第四部分 立体商標の審査

一、法的根拠

「商標法」第八条 自然人、法人またはその他の組織の商品と、他人の商品とを区別することのできる如何なる視覚的標識(文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識および色彩の組合せならびにこれらの要素の組合せを含む)はすべて、商標として登録を出願することができる。

「商標法」第十二条 三次元標識を以て商標登録を出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又はその商品に実質的な価値を備えさせるための形状は、登録を受けることができない。

二、関係解釈

立体商標は、三次元標識により又はその他の標識を含む三次元標識により構成された商標である。立体商標は商品自体の形状、商品の包装物又はその他の三次元形状であることができる。

この部分は立体商標登録出願の方式審査と実体審査について規定するものである。実体審査には、立体商標が『商標法』第十二条に違反してはならないことについての審査、立体商標の顕著な特徴の審査、立体商標の同一・類似の審査が含まれる。

本基準の第一部分の規定は、立体商標が『商標法』第十条に違反してはならないことについての審査に準用する。

三、立体商標の方式審査

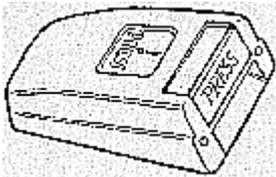
(一) 立体商標の登録を出願するとき、出願人は願書にその旨を説明しなければならない。説明がないものは、普通の平面商標とみなされる。

(二) 立体商標の登録を出願する場合、出願人は三次元形状を特定できる商標の図面を提出しなければならない。複数の投影図が必要とされる場合、それらを一つの図面に収め、且つ投影図が6幅を超えてはならない。商標の図面の縦と横は10センチ以下、5センチ以上でなければならない。

四、立体商標の実体審査

(一) 単に商品自体の性質により生じた形状

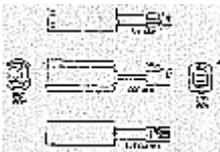
例：



指定商品：シートベルトバックル

(二) 単に技術的效果を得るために必要な商品の形状

例：



指定商品：電源のプラグ



指定商品：容器

(三) 単に商品に実質的な価値を備えさせるための形状

商品に実質的な価値を備えさせるための形状とは、商品の外観と形により商品の価値に影響を与えるようにするために使用する形状である。

例：



指定商品：磁器のアクセサリー



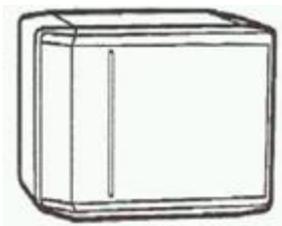
指定商品：ブローチ（真珠・宝石）

(四) 立体商標の顕著な特徴の審査

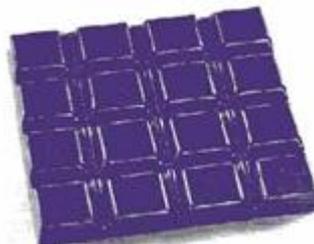
立体商標は指定商品の普通の形状又は常用の形状、包装物だけにより構成されるもの、又は全体として商品出所の識別の役割がないもの、及び出願人の提出する商標の図面でその三次元形状を特定するのが困難なものは、顕著な特徴に欠けるものと判定される。

1. 単に指定商品の普通の形状若しくは常用の形状で構成されるもの。

例：



指定商品：拡声器



指定商品：チョコレート



指定商品：チョコレート、ケーキ

ただし、指定商品の普通の形状若しくは常用の形状ではないもの又はその他の顕著な特徴のある標識を含むものは除く。

例：



指定商品：栄養製品



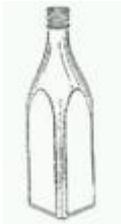
指定商品：車とその部品

2. 単に指定商品の普通又は常用の包装物で構成されるもの。

例：



指定商品：チョコレート、キャンデー



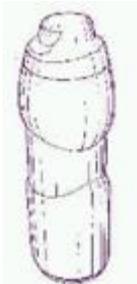
指定商品：強い酒



指定商品：化粧品

ただし、指定商品の普通又は常用の包装物ではないもの又はその他の顕著な特徴のある標識を含むものは除く。

例：



指定商品：果物飲料とジュース



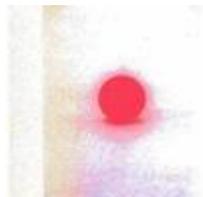
指定商品：ビール

3. 顕著な特徴に欠けるその他のもの

例：



指定商品：眼鏡と眼鏡ケース



指定商品：車

指定商品：香水

ただし、三次元形状自体に顕著な特徴を持つものは除く。

例：



指定役務：レストラン、ホテル

(五)、立体商標の同一、類似の審査

立体商標の同一、類似の審査には、立体商標の間の審査、及び立体商標と平面商標との間の審査が含まれる。

1. 立体商標の間の同一、類似の審査

(1) 二つの商標の何れも単一の三次元標識により構成され、両者の三次元標識の構造、形状および全体としての視覚的効果が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似の商標と判定される。

(2) 二つの商標の何れも、顕著な特徴を持つ三次元標識とその他の顕著な特徴を持つ標識による組合せで、両者の三次元標識又はその他の標識が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似の商標と判定される。

(3) 二つの商標の何れも、顕著な特徴を持つその他の標識と顕著な特徴を持たない三次元標識による組合せで、両者のその他の標識が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似の商標と判定される。

ただし、その他の標識が明らかに違い、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：



(文字：「KURG」)



(文字：「LA GRANDE DAME」)

2. 立体商標と平面商標との同一、類似の審査

(1) 立体商標は顕著な特徴を持つその他の標識と顕著な特徴を持たない三次元標識により構成されるものであって、当該その他の標識と平面商標の顕著な特徴を持つ部分とは同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似の商標と判定される。

例：

la bamba



(2) 立体商標における三次元標識が顕著な特徴を持つものであるが、視覚的効果では平面商標の顕著な特徴を持つ部分と同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似の商標と判定される。

例：



指定商品：服装、靴、帽子



指定商品：服装、靴、帽子

第五部分 色彩組合せ商標の審査

一、法的根拠

「商標法」第八条 自然人、法人またはその他の組織の商品と、他人の商品とを区別することのできる如何なる視覚的標識(文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識および色彩の組合せならびにこれらの要素の組合せを含む)はすべて、商標として登録を出願することができる。

二、関係解釈

色彩組合せ商標とは、二種類又は二種類以上の色により構成される商標である。

この部分は色彩組合せ商標に係る登録出願の方式審査と実体審査について規定するものである。実体審査には色彩組合せ商標の顕著な特徴の審査と色彩組合せ商標の同一、類似の審査が含まれる。

本基準の第一部分の規定は、色彩組合せ商標が『商標法』第十条の規定に違反してはならないことについての審査に準用する。

三、色彩組合せ商標の方式審査

(一)色彩組合せ商標の登録を出願するとき、出願人は願書でその旨を説明しなければならない。説明がない場合、出願者がカラーの図面を提出したとしても、色彩組合せ商標として審査しない。

(二)出願人ははっきりしているカラーの図面を提出し、且つ色番号を明記しなければならない。

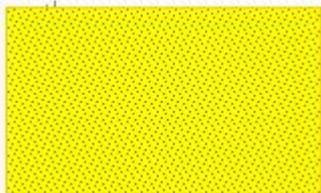
四、色彩組合せ商標の実体審査

(一)色彩組合せ商標の顕著な特徴の審査

色彩組合せ商標は単に指定商品の天然色、商品自体又は包装物及び役務の場所に通用又は常用する彩色により構成されるもの、及び、出願人が色彩組合せについて文字の説明だけを行いカラーの図面を提出しなかったものは、顕著な特徴に欠けるものと判定される。

1. 指定商品の天然色だけを有するもの

例：



指定商品：からし粉

2. 指定商品自体又は包装物、役務の場所に通用又は常用する彩色だけを有するもの

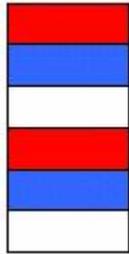
例：



指定商品：洗剤



指定役務：コンピューター



指定役務：美容院 指定商品：集積回路カード、コンピューターディスク

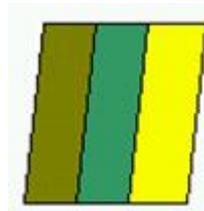
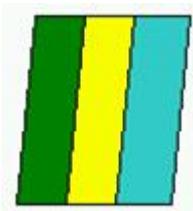
(二) 色彩組合せ商標の同一、類似の審査

色彩組合せ商標の同一、類似の審査には、色彩組合せ商標の間の審査、及び色彩組合せ商標と平面商標・立体商標との間の審査が含まれる。

1. 色彩組合せ商標の間の同一、類似の審査

二つの商標はいずれも色彩組合せ商標で、その組合せの彩色と配列の方式が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似商標と判定される。

例：



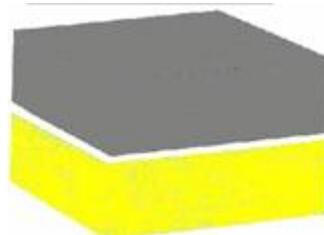
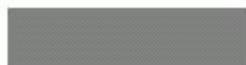
ただし、使用する彩色が違うもので、又は、同一若しくは類似する彩色を使用した配列・組合せの方法が違うもので、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除く。

例：



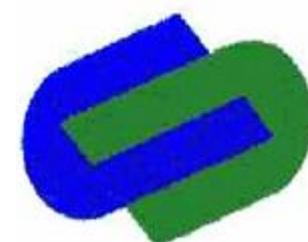
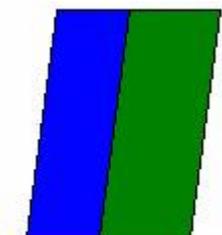
2. 色彩組合せ商標と平面商標・立体商標との間の同一、類似の審査
色彩組合せ商標が平面商標の図形又は立体商標の指定色と同一又は類似し、
関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあるものは、同一又は類似
商標と判定される。

例：



ただし、同一又は類似する彩色を使用したか、全体的効果が明らかに違うも
のであって、関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがないものは除
く。

例：



第六部分 団体商標、証明商標の審査

一、法的根拠

『商標法』第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。これには、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標が含まれる。商標権者は商標専用権を享有し、法律上の保護を受ける。

2. この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標識のことを言う。

3. この法律にいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標識をいう。

4. 団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部門により規定される。

第十六条 地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。

2. 前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。

第六条第一項 商標法第十六条に規定した地理的表示を、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として商標登録出願することができる。

国家工商行政管理総局『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』(2003年6月1日により施行)

二、関係解釈

団体商標、証明商標は、『商標法』第八条における標識又は『商標法』第十六条における地理的表示により構成されることができる。この部分の第三条、第四条は団体商標、証明商標の出願人の主体資格、使用管理規則に対する審査について規定するものである。

地理的表示を団体商標、証明商標とするものは、当該出願人の主体資格と使用管理規則は『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』における特別条件を満たさなければならない。この部分の第五条はこの種類の団体商標、証明商標に対する審査について規定するものである。

団体商標、証明商標が『商標法』第十条第二款、第十一条、第二十八条及び第二十九条の規定に違反してはならない。これについての審査はこの基準の第一部分、第二部分及び第三部分における規定を準用する。

三、団体商標の審査

(一) 出願人の主体資格の審査

1. 出願人は、法に基づいて設立された主体の資格を証明する書類を提出し

なければならない。主体資格証明書類は企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む。

2、出願人は当該団体の構成員の名称と住所を詳しく説明する資料を提出しなければならない。

(二) 団体商標の使用管理規則の審査

団体商標の使用管理規則は以下のものを含めなければならない。

- (1) 団体商標使用の趣旨
- (2) 当該団体商標を使用する商品の品質
- (3) 当該団体商標を使用するための手続
- (4) 当該団体商標の使用に関する権利、義務
- (5) 使用者が当該規則に違反したときの責任
- (6) 当該団体商標を使用する商品に対する登録権者の検閲・監督制度。

四、証明商標の審査

(一) 出願人の主体資格の審査

1、出願人は、法に基づいて設立された主体の資格を証明する書類を提出しなければならない。主体資格証明書類は企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む。

2、出願人は当該証明商標の証明する特定の商品の品質を監督管理する能力を持たなければならない。出願人は、所有する専門技術者、専門検査設備又はその受託を受けた機構の所有する専門技術者、専門検査設備などの状況について詳細に説明する資料を提出しなければならない。

(二) 証明商標の使用管理規則の審査

証明商標の使用管理規則は以下のものを含めなければならない。

- (1) 証明商標使用の趣旨
- (2) 当該証明商標が証明する商品の特定の品質
- (3) 当該証明商標を使用するための条件
- (4) 当該証明商標を使用するための手続
- (5) 当該商標の使用に関する権利、義務
- (6) 使用者が当該使用管理規則に違反したときの責任
- (7) 当該証明商標を使用する商品に対する登録権者の検閲監督制度

五、地理的表示を団体商標、証明商標とするものの審査

(一) 出願人の主体資格の審査

1、出願人は、法に基づいて設立された主体の資格を証明する書類を提出しなくてはならず、且つ当該地理的表示に表記される地域を管轄する人民政府又は業種主管部門による地理的表記登録批准の公文書を添付しなければならない。主体資格証明書類は企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む。

2、出願人は当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督管理する能力を持たなければならない。

出願人は、所有する専門技術者、専門検査設備又はその受託を受けた機構の所有する専門技術者、専門検査設備などの状況について詳細に説明する資料を提出するほか、省級または省級以上の業種主管部門の発行する監督能力の証明文書を提出しなければならない。

3、地理的表示をもって団体商標の登録を出願する団体、協会又はその他の組織は、当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成されなければならない。

4、外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護されている証明書を提出しなければならない。

(二) 使用管理規則の審査

地理的表示である団体商標、証明商標の使用管理規則に対する審査については、この部分の第三条、第四条を準用するほか、当該団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴および生産地域の範囲などについて審査を行わなければならない。

1. 指定商品の特定の品質に対する審査

地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品は、特定の品質、信用・評判又はその他の特徴を持たなければならない。

例：



指定商品：香梨

(庫爾勒香梨は皮が薄く、歯ざわりがよく、核も小さい。短い期間を経て保存すれば、金色になって独特のよい香りをする。糖の含有量は10.4%以上、ビタミンCは百グラムに4.4ミリグラムで、食用部分は全体の83.6%を占める。)



指定商品：葱

(章丘の葱は高さ1.5メートルまで達することができる。白い部分は0.5～0.6メートル、茎の直径は3～5センチ、重さは一本500グラム以上で、「葱の王」とも呼ばれている。章丘の葱は辛い味が淡く潤いがあり、白い部分は厚くて歯ざわりがよい。長期に保存しても変質せず、繊維も細く、汁が多く、甘い味がしている。)

地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品に特定の品質、信用・評判又はその他の独特の特徴がないものは、『商標法』第十六条第二項の規定を以って拒絶する。

例：



指定商品：醤油

(出願人の提出した資料では、特定の地域に生産する醤油が特定の品質、信用・評判およびその他の独特の特徴を持つことを表明することができない。)

2. 地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判およびその他の特徴と、当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素との関連の審査

地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴が、主として当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素により決定されるものでなければならない。

(1) 主として現地の自然条件により決定されるもの。

例：



指定商品：新鮮の葡萄

(新疆のトルファン地域は独特の水、土壌、日照、気温などの自然資源に恵まれるため、産出する「吐魯番葡萄」は皮が薄く、歯ざわりがよいほか、糖の含有量が高くて、干しブドウの産出率が高いなどの独特な品質を有する。)



指定商品：茶の葉

(「安溪铁观音」は福建省の安溪県に生産される半発酵茶である。現地は亜熱帯海洋性季節風の気候で、山々に抱かれて豊富な有機質を含む厚い土壌などの地理的環境に恵まれている。産地の土壌、海拔、平均気温、降水、温度、湿度に独特な製造方法を加えて出来上がった「安溪铁观音」は、茶葉が硬く締まり、多少黒っぽい緑色で、お茶の色は明るい杏のような色で、爽やかな花の香りと後味の甘さなど独特な品質を有する。)

(2) 自然的要素と人文的要素により決定されるもの。

例：



指定商品：黄酒（醸造酒）

(「紹興黄酒」の特定の品質は現地の醸造原料となる「鑑湖水」および独特の生産工芸により決定されるものである。現地では四季の変化が明確で降水が豊富な環境に恵まれて、醸造に必要な微生物の生長に適している。鑑湖の澄み切っている水に豊かな微量元素と鉱物質が含まれる。「紹興黄酒」は精選のもち米を原料として「鑑湖水」で醸造されるもので、酒がオレンジ色で芳醇で深

い味わいといった特徴を有する。)

(3) 主に人文的要素により決定されるもの。

例：



指定商品：織物；装飾用織物

(南京云錦は明代の早期に南京の錦織りの手工芸業者が発明する工芸で1500年以上の手工の織り作業の歴史を誇っている。その「木机粧花」といった工芸はわが国の錦織りの歴史で今日に伝わる唯一の、機械が取って代わるできない、人の記憶だけにより伝承してきた手工織りの工芸である。

3. 生産地域の範囲の審査

出願人が地理的表示の示す商標の生産地域の範囲について、省級又は省級以上の業種主管部門の発行する証明書類をもって確定しなければならない。当該地域範囲は所在地の現在の行政区画の名称、範囲と完全に一致する必要がない。

生産地域の範囲は次に掲げる方法の一によって画定することができる。

- 1、経緯度の方法
- 2、自然環境にある山、川など地理的特徴を境界線とする方法
- 3、地図で表示する方法
- 4、生産地域の範囲を明確に特定できるその他の方法

第七部分 特殊標識の審査

一、法的根拠

国務院 『特殊標識管理条例』（1996年7月13日より施行）

二、関係解釈

特殊標識とは、国務院の認可を得て主催される全国的、国際的な文化、体育、科学研究およびその他の社会公益活動に使用される、文字、図形で構成される名称および略称、ロゴマーク、マスコットなどを言う。

特殊標識の有効期限は四年、登録認可の日から起算する。特殊標識の所有者が期限満了後の三カ月以内に延期を申請することができる。

特殊標識は『特殊標識管理条例』の規定に基づき方式審査、実体審査、登録を行う。この中、実体審査は法律、行政法規の禁ずる内容の有無と顕著性の審査に限られ、『商標法』第二十八条、第二十九条に違反するものについての審査は含まれない。登録されている特殊標識が他人の先行の商標権、専利権又は著作権を侵害したものについて、如何なる組織と個人も、国務院の工商行政管理部門に当該特殊標識の登録無効の宣告を請求することができる。

三、審査の内容

（一）特殊標識の方式審査

特殊標識の出願人は以下の書類を提出しなければならない。

- 1、当該社会的公益活動を認可する国務院の書類
- 2、他人による特殊標識の許諾使用に関する条件と管理方法。

（二）特殊標識の実体審査

以下の文字、図形を含む特殊標識は、登録を受けることができない。

- 1、国家又は国際組織の尊厳もしくはイメージを損なうもの
- 2、社会の公序良俗を害するもの
- 3、民族差別の性格を帯び、民族団結にマイナスの影響をもたらすもの
- 4、顕著性に欠け、識別しにくいもの
- 5、法律や行政法規により禁止されるその他の内容

四、特殊標識登録の無効宣告を請求する手続き

登録された特殊標識が次の各号の何れに該当する場合、如何なる組織と個人も、特殊標識の公告発表日から有効期限満了の間に、国務院の工商行政管理部門に理由と証拠を提出し、当該特殊標識の無効宣告を請求することができる。

（一）先に出願した特殊標識と同一又は類似するもの

（二）先に登録を出願した商標又は登録されている商標と同一又は類似するもの

（三）先に出願した意匠又は登録されている意匠と同一又は類似するもの

（四）他人の著作権を侵害するもの